

第六十三回国会 参議院文教委員会會議録第三号

昭和四十五年三月五日(木曜日)
午前十時九分開会

委員の異動

二月二十六日

補欠選任

辞任
小林 武治君

内藤蒼三郎君

出席者は左のとおり。

委員長 楠 正俊君
理事 田村 賢作君
永野 鎮雄君
杉原 一雄君
安永 英雄君

委員

大松 博文君
中村喜四郎君
二木 謙吾君
吉江 勝保君
秋山 長造君
鈴木 力君
田中寿美子君
内田 善利君
多田 省吾君
萩原幽香子君

国務大臣

文部大臣 坂田 道太君

政府委員

文部大臣官房長 安嶋 彌君
文部大臣官房会 安養寺重夫君
計課長

事務局側

常任委員会専門 渡辺 猛君
員

本日の会議に付した案件

○教育、文化及び学術に関する調査

(昭和四十五年度における文教行政の重点施策に関する件)
(昭和四十五年度文部省関係予算に関する件)

○委員長(楠正俊君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

二月二十六日、小林武治君が委員を辞任され、その補欠として内藤蒼三郎君が委員に選任されました。

○委員長(楠正俊君) 教育、文化及び学術に関する調査を議題といたします。

まず、昭和四十五年度における文教行政の重点施策について、文部大臣から所信を聴取いたします。坂田文部大臣。

○国務大臣(坂田道太君) 第三次佐藤内閣にまた文部大臣に就任をいたしました。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

第六十三回国会において、文教各般の問題を御審議いただくにあたり、所信の一端を申し上げます。

わが国は、戦後幾多の苦難と試練を乗り越えて、たくましい成長と発展を遂げ、今日、世界の驚異といわれるほどの経済的、社会的繁栄を実現するに至りました。このことは、もとよりわが国民の勤勉と素質の優秀によるものではあります。

が、さらに学制発布以来築き上げられてきた高い教育水準の成果に負うところ大なるものがあると存じます。

しかしながら、今日世界の各国は、相競って新しい科学や文化を創造するための努力を懸命に続けており、その結果、人類社会はかつてない急速

な発展を遂げつつあるのであります。このような国際社会の現状に堪がみ、わが国が世界の進運におくれをとることなく、はるかなる未来にわたって繁栄を続けていくためには、伝統ある文化の上に、未来を開く新しい科学や文化をたゆみなく創造していくことが必要であります。そのためには、その根源ともなる教育のあり方について、この際、根本的な検討を加え、世界の中の日本人として、人類の福祉の向上のため建設的に寄与し得る能力を養い、あわせて豊かな人間性と社会連帯感を備えた国民を育成することが緊要と考えられるのであります。文教行政をあく私といたしましては、こうした時代の要請と国民の期待にこたえるべく最善の努力を尽くす所存であります。

以下、当面する文教行政の諸問題について申し上げます。

まず、学校教育制度の改革の検討についてであります。

現在の学校教育制度は、実施以来二十有余年を経、その間、相当の成果をあげてきたと考えられるのであります。が、昨今における技術革新の急速な進展と社会の複雑高度化は、学校教育に多くの新しい課題を投げかけているのであります。

すなわち、一昨年来の大学紛争は、大学の運営に関する臨時措置法の施行並びに大学関係者の努力と国民の大多数の支援により、一応の収拾をみたのであります。が、問題の根本は、激変する社会の状況に従来の大学の体制が即応し得なかつた点にあると考えられるのであります。

こうした大学の問題のみならず、広く生涯教育にまで視野を広げて考えるとき、学校教育をも含め、今後のわが国の教育全体のあり方をいかにするかという広範な問題があるのであります。その一環としての学校教育制度につきましても、教育の機会均等の理念をいかに実現するか、国家社会の要請にいかに対応するか、人間の発達段階と

個人の能力適性に応じた教育をいかに効果的に実施するか等各般の問題があるのであります。

これらの諸問題につきましても、現在、中央教育審議会が検討中であり、速からず、中間的な報告が得られる予定であります。この中間報告を基礎にして学校教育の改革に関し各界各層の意見を求め、国民的な理解と合意のもとに、改革の方向を見出すよう努力してまいりたい所存であります。

また、最近、従来の大学の教育、研究の内容、方法や管理運営のあり方についての反省に基づき、既存の大学のワケにとらわれない立場から、新しい構想に基づく大学創設の気運が高まっております。が、文部省といたしましては、中央教育審議会の審議と並行して、放送大学等新しい構想による大学のあり方についても具体的な調査、検討を進めていく所存であります。

次に、初等中等教育の改善充実について申し上げます。

教育内容の改善につきましては、すでに行ないました小学校、中学校の学習指導要領の改訂に引き続き、高等学校についても学習指導要領の改訂を進めるとともに、新しい科学技術の進展に即応して、情報処理教育の推進、数学教育の振興をはかるため、設備の充実をはかり、教育の内容、方法について新しい工夫を加えてまいりたいと考えております。

こうした教育内容の改善を進め、その成果を高めるためにも、教職員の資質の向上と処遇の改善をはかることは、きわめて重要なことであります。このため教職員の研修の充実、海外派遣の拡充を行なうとともに、その処遇の改善についても今後さらに努力を重ねたいと考えております。

また、児童、生徒の心身の健全な発達にとって重要な役割を果たす学校給食につきましても、今後一そうその普及につとめるとともに、食事内容

の向上、施設設備の整備、物資の流通の合理化等についても、さらにその改善充実をはかる所存であります。

また、心身に障害を持つ児童、生徒に対する教育につきましても、施設設備の充実を進めるとともに、教育方法の研究開発等を進めるため、特殊教育に関する総合研究所の建設に着手することといたしました。

なお、公立文教施設の整備につきましては、従来から意を用いてきたところでありますが、特に、人口の社会増地域における学校用地の確保と校舎不足の解消には、引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、私学の振興につきましては、学校教育において私立学校の果たしている役割の重要性にかんがみ、特に、大学、短期大学、高等専門学校について、今回新たに人件費を含めた経常費の補助を実現し、教育、研究の充実をはかることとしておりますが、そのため、従来の私立学校振興会を発展的に解消し、新たに特殊法人を設立して、私立学校に対する援助を総合的かつ効率的に行なう考えであります。

次に、高等教育の充実と学術の振興について申し上げます。

高等教育につきましては、先に述べましたように、そのあり方について、基本的な検討を進めているのでありますが、当面、時代の要請に対応して、情報科学関係学科の設置、大学附属病院の研究診療体制の整備等を行なうこととしております。また、先般、東京大学宇宙航空研究所におきましては、日本独自の発想に基づく人工衛星の打ち上げに成功し、わが国宇宙科学の進展に一時期を画したのでありますが、今後とも、科学研究費の増額、研究設備の充実等基礎条件の整備をはかり、学術研究の一そのの振興をはかりたいと考えております。

次に、社会教育及び体育スポーツの振興について申し上げます。

国民の一人一人が、社会の進展と生活環境の変

化に対応しながら、同時に、わが国のよき伝統を生かしつつ、近代社会にふさわしい生活の能力と態度を養うとともに人間性を豊かにし、また健康の増進をはかることは、きわめて重要であります。このことについて、学校教育の果たす役割の大きいことはもちろんであります。さらに生涯を通じて学習を継続し、体育スポーツに親しみ、社会人としての健全な良識と強健な身体を養う機会を豊かにするよう、社会教育及び体育スポーツの振興にさらに力を注ぐ所存であります。

次に、文化の振興について申し上げます。

近年における産業経済の急速な成長により、国民の生活は、物質の面においては著しく充実いたしました。精神の面につきましては、人間性の軽視、疎外という現象が見られるのであります。国民生活の向上をはかりながら、これに調いを与え、人間味豊かなものとするには、きわめて重要であり、このためには、文化の振興と普及をはかることが緊要の課題であると考えています。幸いに、わが国には、芸術的、歴史的に価値の高い文化財が数多く存在しております。これらの貴重な文化財については、その保存に意を用いるとともに、国民が親しみやすく理解しやすいように、その活用について、新たな配慮を加えてまいりたいと存じます。また、長い伝統につちかわれた文化の振興をはかるとともに、新しい日本文化の創造を助長するよう努力を傾けてまいりたいと存じます。

次に、教育、学術、文化の国際交流についてであります。わが国の国際社会における地位と世界における教育、学術、文化の急速な発達状況を考えますと、その国際的な交流と協力を推進することがきわめて重要であります。なかならず、発展途上国、特にアジア諸国への協力は、とりわけ重要であります。これらの国々に対する教育協力、文化振興のための協力事業等をさらに充実するとともに、ユネスコ活動一般についても、これを推進してまいれる所存であります。

最後に、長い間の念願であった沖縄の本土復帰が、一九七二年に実現する運びとなったことは、

まことに御同慶にたえないところであります。復帰準備の一環として、沖縄に対する教育援助を充実し、本土との格差の解消につとめ、沖縄の教育水準の向上をさらに促進してまいりたいと考えております。

以上、文教行政の当面する主要な問題について所信の一端を申し述べましたが、その他の諸問題につきましても、文教委員各位の御協力と御支援を得て、その解決に努力する所存であります。何とぞよろしくお願いいたします。

○委員長(補正俊君) 次に、昭和四十五年度文部省関係予算について説明を聴取いたします。坂田文部大臣。

○国務大臣(坂田道太君) 昭和四十五年度文部省所管の予算案につきましてその概要を御説明申し上げます。

まず、文部省所管の一般会計予算額は八千四百五十五億八千七百七十四万五千円、国立学校特別会計の予算額は三千五百三十三億八千八百八十四円でありまして、その純計は八千九百七十二億六千六百二十二万八千円となっております。

この純計額を前年度予算と比較いたしますと、およそ千八百四十四億円の増額となり、その増加率は一三・七％となっております。

以下、昭和四十五年度予算案におきまして取り上げました重要事項について御説明申し上げます。

第一は、文教に関する基本施策樹立のための調査検討の経費であります。

わが国の教育制度全般にわたる改革については、中央教育審議会において審議を重ねるとともに、広く国民各層の意見を聴取して昭和四十五年度中にはその基本構想を取りまとめることとなっております。また、これと並行して新構想による高等教育機関の設立等のための調査研究を行なうこととし、これら文教に関する基本施策の樹立のため教育に関する調査、統計、広報等に必要経費を計上いたしました。

第二は、初等中等教育の充実のための経費であります。

このことにつきましては、かねてから努力を重ねてまいったところでありますが、父兄負担の軽減に留意し、教材整備の促進につきましては、整備計画の第四年次の整備充足を行なうこととし、また、教科書無償給与につきましても、国、公、私立の義務教育諸学校の全児童生徒に対して全額国費によりこれを行ない、就学援助の強化につきましても、要保護、準要保護児童生徒の万国博覧会見学のための経費を修学旅行費、校外活動費に新たに支給の対象とするなど、その拡充につとめました。

次に、初等中等教育の充実のうち、後期中等教育の拡充整備につきましては、定時制または通信制の高等学校の施設設備に要する経費の補助の充実をはかるとともに高等学校教育の多様化に対処するための理科教科等の施設設備等に必要経費を計上し、また、理科教育設備及び産業教育の施設、設備につきましても、新基準による計画的な改善充実を推進するとともに新たに数学設備に対する助成及び情報処理教育センターの設置、農業専攻科の設置に対する補助を行なうことといたしました。

次に、幼児教育の重要性にかんがみ、引き続き幼稚園の普及整備のために必要な施設設備に関する助成を行ない幼稚園振興計画の達成につとめております。

次に、特殊教育の振興につきましては、養護学校及び特殊学級の計画的な整備と就学奨励の充実のため必要な経費を増額し、私立特殊教育学校教育費補助に新たに人件費を対象に加えるとともに、特殊教育総合研究所(仮称)の施設建設に着手することとしております。

次に、僻地教育の振興につきましては、僻地の教育環境の改善等のため、引き続き教員宿舎、スクールバス・ボート、給水施設等各種の施設、設備の充実をはかることに、寄宿舎居住費、遠距離通学費の補助を拡充するなど総合的に施策を推進することとしております。

また、学校給食の普及充実につきましては、引き続き給食施設設備の充実、栄養職員増員、学校給食物資の低温流通化の促進等施策を拡充するとともに食糧管理特別会計への繰り入れによる小麦粉国庫補助は昭和四十五年度も実施し、新たに給食用物資の流通に関する調査研究を行なうことにより、今後の学校給食の改善充実にも備えることといたしました。

また、学校給食における米利用の問題についても、実験的な措置を講じております。

次に、義務教育諸学校の教職員定数の充実につきましては、年次計画による増員及び特殊学級の増設に伴う増員を行なうこととし、給与改訂の平年度化等を含め、給与費にかかる義務教育費国庫負担金は総額四千三百二十一億円余を計上いたしました。

なお、教員給与の改善について引き続き調査研究を計上しております。

次に、教職員の現職教育につきましては、従来の校長等の研修を拡充し、海外派遣による研修の機会も大幅に拡大するほか、新たに新規採用教員の研修に助成を行なうことといたしました。

次に、公立文教施設の整備につきましては、一九・一増の四百三十三億円を計上し、事業量の拡大、単価の引き上げ、構造比率の改善につとめるとともに、後に述べますように、特に社会増地域の対策に特段の配慮をいたしております。

以上のほか、教育内容の改善、生徒指導の充実、同和教育の推進、教職員の研究活動の促進、学校安全の充実等各般にわたる施策の拡充に必要な諸経費を計上いたしました。

第三は、過密過疎地域教育対策に要する経費であります。

まず、過密地域対策につきましては、小学校校舎の不足の整備、新設小・中学校の校地整地費の増額のほか、社会教育施設、体育施設の整備等も強力に推進することといたしました。

次に、過疎地域対策といたしましては、教育施設の整備、教職員の勤務条件の改善、児童生徒の

就学援助の拡大等の施策を進めております。

第四は、高等教育の整備充実と厚生指導の充実等の経費であります。

国立学校特別会計予算につきましては、前年度予算額と比較して二百九十億円の増額を行ない、約三千五百三十三億円余を計上いたしました。その歳入予定額は、一般会計からの繰り入れ二千五百三十七億円、借入れ六十六億円、付属病院収入三百七十五億円、授業料及び検定料六十億円、学校財産処分収入三十三億円、その他雑収入四十二億円であり、歳出予定額は、国立学校運営費二千五百六十九億円、施設整備費四百八十四億円などであります。

また、国立大学の充実整備につきましては、その質的充実をはかることに重点を置くこととし、他方社会的要請に即応するものとして医学部の創設と情報科学、情報処理教育に関する学科の新設、小学校教員養成課程の拡大等所要の措置を講じました。

次に、教官当たり積算校費、学生当たり積算校費等共通の基準的経費につきましても増額をはかつております。

また、新制大学における大学院修士課程の拡充、付属病院、付置研究所の整備につきましても配慮をいたしておりますが、特に付属病院につきましても、診療機構を充実し病院教官、看護要員を大幅に増員するとともに、従来の臨床研究医を非常勤の公務員の身分を有するものとし、あわせてその給与の増額をはかることとし、もって大学付属病院としての使命、目的達成に必要な整備につとめております。

次に、専門技術者育成のため、昭和四十年度に設置を見た工業高等専門学校七校に各一学科を増設することといたしました。

次に、学生の厚生指導関係については、引き続き多角的かつ総合的な施策を推進することとし、合宿研修の拡大等学生指導費の増額、課外活動施設設備の整備、学生厚生福祉施設の充実等に必要な経費を計上しました。

また、育英奨学事業の拡充につきましても、大学院奨学生の貸与月額の改定及び採用数の増をはかることとし、高等専門学校についても特別奨学生の採用数の増加をはかるなど、引き続き事業を拡充するほか、今後の大学等高等教育機関のあり方に即応した育英奨学制度の改善のために必要な調査研究を行なうため、所要の経費を計上いたしました。

以上、高等教育の整備充実についてあとに述べます私学振興とあわせて格別に配慮いたしましたところでありますが、学内紛争等による学園の荒廃をすみやかに正常化し、学問と教育の府にふさわしい教育環境を整備し、さらに将来の大学のあり方について明確な方策を樹立するよう努力いたす所存であります。

第五は、学術の振興に要する経費であります。学術研究の分野においては、研究活動の増大とその組織の拡大、専門分野の細分化、大型研究施設の需要等を見るに至り、したがって学術振興に関する施策を一そう多角的に講じることが必要と考えられます。

来年度予算におきましては、まず、科学研究費補助金を大幅に増額し、総額七十二億円を計上いたしました。この補助金の配分のための審査等も急速に改善されており、効果的な執行をいたす所存であります。

また、既設の研究所の整備につきましても配慮するとともに、科学衛星・ロケット観測、南極地域観測事業等についても引き続き所要経費を計上することとし、素粒子研究に関する施設の整備にも着手することといたしました。

第六は、私学の振興に要する経費であります。わが国の学校教育において果たしている私立学校の重要な役割を正に評価し、今後の教育、研究の充実をはかるため私立学校に対する助成措置を強化することとし、来年度においては、従来に見られなかった新しい施策を展開することといたしました。

まず、私立学校振興会を発展的に解消して日本私学振興財団を設置し、私立学校に対する貸し付

け業務のほか国の私立学校に対する補助事業等を取り行なわせることといたしました。

次に、私立大学等に対する経常費助成につきましては、これまでの教育研究費補助、理科等教育設備費補助等をも吸収して、新たに私立大学、短期大学及び高等専門学校に対して人件費を含む経常費に対する助成を行なうこととし、百三十二億円余を計上いたしました。

なお、新設理工系設備及び研究設備につきましても、この経常費の助成とは別個に措置することとしております。

私立学校に対する貸し付け資金につきましても、政府出資金及び財政投融資資金からの融資並びに自己資金を合わせて総額三百十億円を確保することといたしました。貸し付け条件の改善についても所要の措置を講じることとしております。

第七は、青少年の健全育成と社会教育の振興のための経費であります。都市化の進行、技術革新の進展などによる社会構造の急速な変化に対処する社会教育のあり方については、現に検討を進めておりますが、来年度予算では、社会教育指導者の養成確保に意を用いることとし、社会教育施設の拡充につきましても地域開発のための人づくりセンターとしての公民館、図書館、博物館の施設の整備を一そう推進することとし、また、大学等の学校開放講座の整備など国民の学習意欲の高まりに対応する施策を進めることといたしました。

また、青少年の教育問題において社会教育の分野でなう役割は非常に大きいものとなっており、まず、学校外における青少年の活動促進、団体助成等に必要な諸事業の拡充を行なうこととし、すでに設置されている国立青年の家の整備充実と第九青年の家の新設を行なうこととし、さらに、公立の施設としては新たに少年自然の家の施設の助成を行なう等公立青少年教育施設の助成を拡充する措置を講じております。

また、家庭教育相談事業、家庭教育番組のテレビ放送の実施等家庭教育、婦人教育の振興につ

ても留意し、経費の拡充をはかっております。
第八は、体育、スポーツの振興に必要な経費であります。

わが国の体育、スポーツの現状から見まして、青少年をはじめ広く国民が体育・スポーツを實踐し、健康の増進、体力の向上をはかりうるよう強力な施策を推進する必要があります。

このため、水泳プール及び柔剣道場の増設に格別の配慮をするほか体育館、運動場及び野外活動施設等の整備を推進するとともにスポーツテストの普及、スポーツ教室等の実施、スポーツ団体・行事の助成、指導者養成等について、必要な経費を計上することいたしました。

また、二年後に行なわれる札幌オリンピック冬季大会の実施準備につきましても遺憾なきを期すとともに、スポーツの国際交流についても所要の措置を講じております。

第九は、芸術文化の振興と文化財保護の推進のための経費であります。

このことにつきましては、文化行政の総合的かつ効果的な推進をはかる体制を整備し、その拡充に努力してまいりました。

まず、芸術文化の振興につきましては、芸術・文化団体に対する助成措置の拡充を行なうとともに地方芸術文化の振興の拠点となるべき公立文化施設整備費の補助について配慮を払うこととし、また、国立の美術館、博物館の整備にも意を用いた次第であります。

次に、文化財保存事業につきましては、文化財の保存修理、防災施設の整備等を一そう充実することとしたしておりますが、特に最近の国土開発の急速な進展に対処して史跡を守るためには、史跡等の買い上げが不可欠であり、かつ、急を要する方策であるとの観点からこれに対する経費を大幅に拡充したのであります。

また、平城宮跡の買い上げとその整備、飛鳥、藤原宮跡の発掘調査についても所要の経費を計上いたしました。

なお、無形文化財の保存活用等につきましても、必要な経費の増額をはかっております。

第十は、国際交流の推進と教育援助の拡大のための経費であります。

国際學術文化の交流を促進するため、引き続き教授、研究者の交流を推進するとともに、日本古美術の海外展を実施する等文化交流についても配慮いたしております。

また、最近、特にアジア・アフリカ諸国に対する教育協力の要請が高まっております。これらから、教育指導者の招致、理科設備等の供与及び指導者の派遣等に必要経費を計上いたしております。

次に、外国人留学生教育につきましても、国費外国人留学生の給与費を増額いたしますとともに、日本語学校の新設等その受け入れ体制の整備強化をはかることとしたいたしました。

さらに、ユネスコ国際協力につきましても、国内ユネスコ活動の推進をはかるとともに、ユネスコを通じての国際協力、特にアジア諸国への援助のため新規の諸事業を計画いたしております。

以上のほか、沖縄の教育に対する協力援助費につきましても、これを増額し、別途総理府所管として計上いたしております。

以上、文部省所管予算案につきましても、その概要を御説明申し上げた次第であります。
○委員長(橋正俊君) どうもありがとうございます。次いで、補足説明を聴取いたします。安養寺会計課長。

○政府委員(安養寺重夫君) お配りしております「昭和四十五年度予算要求額事項別表」によりまして補足の説明を申し上げます。
重点事項の第一は、二ページにございます文教に関する基本施策の樹立に関するものであります。

重要事項の第二は、三ページ、初等中等教育の充実に関するものであります。

まず、三ページの第一番、父兄負担の軽減では、義務教育諸学校教材整備十カ年計画の第四年度次として、前年度比二〇％増の七十二億円の国庫負担を行ない、また、義務教育教科書無償給付に要する経費として百三十六億円余を計上いたしております。

次に、就学援助の強化については、要保護、準要保護児童生徒の援助率は前年どおりとし、学用品等の単価を改定増額するほか、万国博覧会見学のための修学旅行費及び校外活動費を支給対象費目に加え、また、四ページの特殊教育学校の補助対象を拡大し、五ページの定時制または通信制高等学校の児童生徒の就学奨励に要する経費も増額をいたしております。

四ページの二番、初等中等教育の充実では、まず、教育課程及び教科書の改善等について必要な経費を計上し、また定時制あるいは通信制の高等学校の充実のため、その施設、設備等を整備し、理科、衛生看護科を増設して、高等学校教育の多様化をはかってまいりました。

七ページの理科教育設備補助に二十二億五千万円を計上いたしましたが、これには従前の年次計画の継続のほか、新たに整備計画を立てました数学校教育設備の充実に必要な八億一千万円が含まれております。産業教育の充実のためには六十一億四千万円を計上いたしておりますが、一般設備、施設等、いずれも従前からの年次計画を進めるほか、新たに六つの情報処理教育センターを設置し、また自営者の継続教育のため四つの農業専攻科を設置する等、必要な補助を行ないました。

次に、一ページの幼稚園教育の振興では、特に昭和三十九年度からの振興計画の最終年次として、園具等設備補助を強化し、計画の達成をはかっております。

次に、一二ページの生徒指導の充実のために中学校、高等学校に推進校を設け、また推進校の一部に対し、その教育活動の充実を資するため器材

を提供することとするほか、カウンセラー養成講座の新設等、指導関係者の資質の向上等に必要経費を計上いたしました。

次に、一三ページの各種教育研究団体の助成を拡充し、学校長等海外派遣の補助を大幅に増額いたしております。

同じページの三番、義務教育諸学校の教職員の定数の充実及び給与改善では、給与改善を含めて義務教育費国庫負担金四千三百二十一億四角余を計上いたしました。教職員の定数につきましては、昭和四十四年度を初年度とする充実五カ年計画の二年次として千二百六十四人の増員と特殊学級増に伴う千五百四十五人の増員と合わせて二千八百九人の増員となります。なお、前年度に引き続き、教員給与の改善についての検討に要する経費を計上いたしております。

一四ページの四番、教職員の海外研修と現職教育の拡充では、従前の教職員の海外研修の規模を年間三十五人を五百人に大幅に拡大し、また、校長、中堅教員の現職教育の機会を拡充するほか、新規に採用される教員の研修については国が補助するよう、新たに経費を計上いたしております。

一五ページの五番、特殊教育、へき地教育および同和教育の振興のうち、まず特殊教育につきましては、養護学校、特殊学級の計画的な増設を進め、八地区の特殊教育推進地区を倍増し、特殊教育総合研究所の第一期建築工事に二億五千四百万円を投じ、このほか、特殊教育学校への就学奨励等に必要経費を増額いたしております。

また、私立の特殊教育に対し、人件費を補助対象に加えることにいたしました。

次に一七ページのへき地教育の振興は、あとに述べます過疎対策とも関係のあるところでありますが、教職員の処遇に留意し、また教員宿舎、スクールバス・ボート、学校風呂、給水施設等、各種施設設備の充実をはかり、また遠距離児童生徒通学費、寄宿舎居住費、学校給食費、保健管理費につきましても補助を拡充しております。

次に、一九ページの同和教育の振興では、特に

学校教育においては同和教育推進地区を増し、高等学校または高等専門学校への進学奨励費の補助対象の増員と給付額の増額を行ない、社会教育におきましては、同和地区集会所を増設いたします。

二〇ページの五番、学校給食の普及充実では、学校給食施設設備を充実し、高等僻地学校児童生徒、準要保護児童生徒あるいは夜間定時制高等中学校生徒の給食の助成を充実し、また栄養職員員の増員をはかるとともに、引き続き二三ページの脱脂粉乳購入補助三億七千六百万円余及び小麦粉購入補助二十億六百万円を計上いたしました。なお、今後の学校給食の普及改善に資するため、新たに給食用物資の流通に関する調査研究を行なうこととし、さらに二四ページの小、中学校、夜間定時制高校、合計百十二校における米利用に関する実験研究のため二億五百万円を計上いたしました。

二五ページの七番、学校保健、交通安全その他学校安全の改善充実では、要保護、準要保護児童生徒の医療費補助、僻地における教職員、児童生徒の保健管理に要する経費補助、交通安全教育センター設置費補助を行ない、学校公害に対する学校施設対策の調査研究を継続します。

二七ページの八番、公立文教施設の整備では、整備計画の第二年次を推進するために一九・一％増の四百三十二億円余を計上し、鉄骨、鉄筋による構造比率の引き上げ、単価の引き上げ改善、公害対策の充実等を行なうとともに、事業量は九・七％増の三百三十八万平方メートルであります。

そのうち、特に過密地域の教育対策として、人口の社会増地域における小学校校舎の不足整備に重点を置くこととし、また、昭和四十四年度に取り上げられました新設の小、中学校の校地地価の国庫負担は四億五千万円と増額いたしました。

重点事項の第三は、二九ページの過密過疎地域教育対策であります。

取り上げました事項は、いずれも関係分野に掲げられておりますが、一番、教職員、児童生徒対策では、主として僻地における教職員の処遇、定

数、児童生徒の就学援助につきまして、三二ページから三四ページの二番、教育施設の整備では、主として人口の社会増地域におきまして小学校校舎の確保に重点が置かれ、その他社会教育施設、体育施設にそれぞれ必要な経費を増額いたしました。

重点事項の第四は、三四ページ、高等教育の整備充実、育英奨学事業の拡充等であり、五つの大学に大学院修士課程を設置し、秋田大学に医学部を創設し、大阪大学に社会学部を創設するための準備を継続し、情報科学その他理工系十一学科の新設改組を行ない、教員養成大学、学部には特殊教育教員の養成の一課程の新設、小学校教員の養成の課程の学生四百人の増募を行ない、短期大学に情報工学関係の一学科を新設いたします。

なお、共通の基準的経費である教育当たり積算校費及び学生当たり積算校費は平均八％の増額をいたしております。

次に、二番、国立大学附属病院の充実整備では、病院教員三十四人、看護要員四百七十人の増員をはかり、また、従前の臨床研究医を非常勤の公務員とし、また臨床研究医の診療協力謝金の増額をはかるなど必要な経費を計上いたしました。

次に、三六ページ三番、国立高等専門学校校の拡充整備といたしましては、昭和四十四年度に設置されました七つの工業高等専門学校に各一学科を増設いたします。

四番、国立学校施設の整備にあたっては、財政投融資資金六億円の借り入れを行ない、四百八十四億円を計上いたしました。

三七ページ五番、公立大学の助成では、設備の充実、在外研究員の増員をいたしております。

同じページの六番、厚生補導の充実のために、厚生補導の改善のための研修の実施、関係団体への助成、新人生合宿研修、小人数学生に対する教官の特別指導、学内広報活動の促進、課外活動、施設設備の整備、九つの大学に保健管理センターの増設を含む厚生福祉施設の充実等に必要経費

を計上いたしました。

三九ページの七番、育英奨学事業の拡充では、制度の改善について新たに調査費を計上いたしましたほか、日本育英会による貸し付け金は百五十一億三千万円余に増額をいたしております。すなわち、大学院奨学生、高等専門学校及び高等学校の特別奨学生の採用数を増加し、大学院奨学生については貸付月額も増額をいたしております。昭和四十五年度における日本育英会による事業の総額は百八十八億二千六百万円、貸し付け人員は三十一万四千四百人余と相なります。

重点事項の第五は、四〇ページの学術の振興であります。

一番、研究費の拡充の中では、科学研究費補助金を大幅に増額し、二〇％増の七十二億円を計上いたしました。次いで二番、重要基礎研究の推進では、第十二次南極地域観測に九億二百万円、科学衛星及びロケット観測に二十八億六千万円を計上いたしました。

なお、在外研究員等の増員をいたしております。

重点事項の第六は、四三ページの私学の振興であります。

まず一番、日本私学振興財団を設置することとし、私立学校に対し貸し付け業務のほか、国の補助業務をも行なわせることといたします。

次に、二番、私立大学、短期大学、高等専門学校の経常費補助百三十二億円余を計上し、教育研究費補助、理科等教育設備費補助等を吸収して、人件費を含む経常費の補助を行なうこととし、三番、貸し付け金及び貸し付け条件の改善のため、政府出資金十億円、財政投融資資金からの融資百六十億円、自己調達資金百四十億円、合計三百十億円と、前年度とは同様の貸し付け資金を用意し、また、このうち既に債務弁済貸し付け金を倍増して六十億円とし、貸し付け期間を十年に延長いたします。

次に、経常費補助とは別個のものとして、四番、私立大学設備補助を拡大して二十五億円を計上し、大学、短期大学、高等専門学校の施設理工系

学科の設備と研究設備補助を行ない、五番、私立幼稚園施設整備費補助を充実して二億五百万円を計上しております。

六番、私立学校教職員共済組合につきまして、長期給付事業費の百分の十六の補助、事務費の補助を行なうこととし、既裁定年金額の引き上げを計画いたしました。

重点事項の第七は、四五ページの青少年の健全育成と社会教育の振興であります。

一番、青少年の健全育成につきましては、新就職者研修事業を大幅に拡大し、学校の校庭を開放して少年の健全な集団活動を促進する等に要する経費を増額し、また、青少年団体の諸事業を助成し、四六ページの家庭教育に關しましては、新たに家庭教育相談事業を市町村に委嘱するほか、家庭教育、テレビ番組を放映することになります。

次に、青年の家等の整備充実のための新規計画といたしましては、第九の国立青年の家の新設に取りかき、公立青少年教育施設に対する助成の対象に少年自然の家を設置を加えております。

四七ページ二番、社会教育の振興では、社会教育指導者の養成に必要な経費を計上し、公民館、図書館、博物館等の施設設備の充実、大学開放講座の拡充等をはかっております。

このほか、教育放送番組、都道府県ライブラリーの充実等視聴覚教育を充実してまいります。

重点事項の第八は、四九ページの体育、スポーツの振興であります。

一番、体育、スポーツ施設の整備充実につきましては、水泳プールを九百カ所、高校柔剣道場を百十校に、それぞれ設置の助成を拡充し、その他体育館、運動場、野外活動施設及び冬季スポーツ競技施設を整備いたします。

五一ページの二番、体育、スポーツの普及奨励のための組織の育成と指導者の養成にあたりましては、スポーツテストの普及、社会体育実態調査の実施、国民体育大会の助成、各種スポーツ団体及び行事の助成を行ないます。

五二ページ三番、体育、スポーツの国際交流で

は、体育指導者の海外派遣、競技団体の国際交流等の助成を行なうこととし、五三ページ四番、札幌オリンピック冬季大会の準備につきましましては、昭和四十七年二月実施に備えて諸施設の整備、選手育成強化のための推進等三十四億三千万円を計上することとし、文部省にオリンピック監理官を設置する等、実施の体制を整えております。

重点事項の第九は、五四ページ、芸術文化の振興と文化財保護の推進であります。

まず一番、芸術文化の向上普及では、地方芸術文化の振興のための振興策を関係者において研究協議し、地方文化施設整備補助を行ない、また、新たに無形文化財公開補助を行なうこととし、このほか新人育成のための芸術家在外研修を増員し、また、芸術文化関係団体に対する助成措置の拡充を行なうとともに、国立の美術館、博物館及び公立文化施設の整備充実をはかつております。

次に五五ページ二番、文化財保護の推進では、地方歴史民族資料館の設置の補助を行ない、特に史跡の買い上げは十億八千万円と大幅な増額をいたしました。また、国道バイパス路線旧予定地を買い上げて、平城宮跡の整備を引き続き行なうとともに、飛鳥、藤原宮跡の発掘調査を継続するための経費を計上しております。

なお、無形文化財の保存活用については、技の維持向上、伝承者養成のための助成、民族芸能現地公開の助成、技術記録作成、資料買い上げ等の必要な経費を計上いたしております。

重要事項の第十は、五七ページの国際交流の推進と教育援助の拡大であります。

まず、一番、留学生教育の充実にあつては、国費留学生の給与増額を増額し、国立大学の付属機関として日本語学校を開校いたします。

次に、二番、国際文化交流の推進のため教授、研究者の招致派遣等を行ない、三番、海外勤務者子女教育を推進するため日本人学校の増設、教材の供与等現地に對する援助を拡大するほか、帰国した子女の就学受け入れ体制を整備します。

四番、アジア・アフリカ諸国への教育援助のため、これらの諸国に理科教育、農業教育の指導者を派遣し、さらに五九ページ五番、ユネスコ活動の充実にあつては、国内ユネスコ活動の推進をはかることとし、アジア地域文化活動の振興方策を検討するほか、農業教育研修モデルチームの派遣を行なうこととしております。

このほか、沖縄教育援助費七十億八千三百万円が別途総理府所管として計上されております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長(補正俊君) ありがとうございます。本件に関する質疑は次回に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十八分散会

二月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、著作権法案

著作権法案

著作権法

著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条—第五条)

第二節 適用範囲(第六条—第九条)

第二章 著作者の権利

第一節 著作物(第十条—第十三条)

第二節 著作人格権(第十四条—第十六条)

第三節 権利の内容

第一款 総則(第十七条)

第二款 著作人格権(第十八条—第二十条)

第三款 著作権に含まれる権利の種類(第二十一条—第二十八条)

第四款 映画の著作物の著作権の帰属(第二十九条)

第五款 著作権の制限(第三十条—第五十条)

第四節 保護期間(第五十一条—第五十八条)

第五節 著作人格権の一身専属性等(第五十九条—第六十条)

第六節 著作権の譲渡及び消滅(第六十一条—第六十二条)

第七節 権利の行使(第六十三条—第六十六条)

第八節 裁定による著作物の利用(第六十七条—第七十条)

第九節 補償金(第七十一条—第七十四条)

第十節 登録(第七十五条—第七十八条)

第三章 出版権(第七十九条—第八十一条)

第四章 著作隣接権

第一節 総則(第八十二条—第九十条)

第二節 実演家の権利(第九十一条—第九十五条)

第三節 レコード製作者の権利(第九十六条—第九十七条)

第四節 放送事業者の権利(第九十八条—第一百条)

第五節 保護期間(第一百一条)

第六節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録(第一百二条—第一百四条)

第五章 紛争処理(第一百五条—第一百八条)

第六章 権利侵害(第一百九条—第一百八条)

第七章 罰則(第一百九条—第二百四条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

第一条 この法律は、著作物並びに実演、レコード及び放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的遺産の公正な利用に留意しつつ、著作家等の権利の保護を図

り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

二 著作家 著作物を創作する者をいう。

三 実演 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗読し、又はその他の方法により演じること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む)をいう。

四 実演家 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行なう者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。

五 レコード 著音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したものの(音をもつばな影像とともに再生することを目的とするものを除く)をいう。

六 レコード製作者 レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう。

七 商業用レコード 市販の目的をもつて製作されるレコードの複製物をいう。

八 放送 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信の送信を行なうことをいう。

九 放送事業者 放送を業として行なう者をいう。

十 映画製作者 映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいう。

十一 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

十二 共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分

離して個別的に利用することができないものをいう。

十三 録音 音を物に固定し、又はその固定物を複製することをいう。

十四 録画 影像を連続して物に固定し、又はその固定物を複製することをいう。

十五 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

イ 脚本その他これに類する演劇用の著作物 当該著作物の上演又は放送を録音し、又は録画すること。

ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。

十六 上演 演奏（歌唱を含む。以下同じ。）以外の方法により著作物を演ずることをいう。

十七 有線放送 公衆によつて直接受信されることを目的として有線電氣通信の送信（有線電氣通信設備で、その一部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信を除く。）を行なうことをいう。

十八 口述 朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること（実演に該当するものを除く。）をいう。

十九 上映 著作物を映写幕その他の物に映写すること（これをい、これに伴つて映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。）

二十 頒布 有償であるか又は無償であるかを問はず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与すること（これをい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡

し、又は貸与することを含むものとする。

二十一 国内 この法律の施行地をいう。

2 この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。

3 この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法が表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。

4 この法律にいう「写真の著作物」には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物を含むものとする。

5 この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。

6 この法律にいう「法人」には、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含むものとする。

7 この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること（放送、有線放送又は上映に該当するものを除く。）を含む、「上演」、「演奏」、「口述」又は「上映」には、著作物の上演、演奏、口述又は上映を電氣設備を用いて伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）を含むものとする。

8 この法律において、第一項第八号若しくは第十三号から第二十号まで又は前項に掲げる用語については、それぞれこれらを動詞の語幹として用いる場合を含むものとする。

（著作物の発行）
第三条 著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。同条を除き、以下の章及び次章において同じ。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者によつて作成され、頒布された場合（映画の著作物にあつては、第二十六条に規定する権利を有する者の権利を害

しない場合に限る。）において、発行されたものとする。

2 二次的著作物である翻訳物の前項に規定する部数の複製物が第二十八条の規定により第二十一条に規定する権利と同一の権利を有する者又はその許諾を得た者によつて作成され、頒布された場合（映画の著作物にあつては、第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）には、その原著物は、発行されたものとみなす。

3 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば前二項の権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ前二項の権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、前二項の規定を適用する。

（著作物の公表）
第四条 著作物は、発行され、又は第二十二条から第二十六条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて上演、演奏、放送、有線放送、口述、展示若しくは上映の方法で公衆に提示された場合（建築の著作物にあつては、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によつて建設された場合を含む。）において、公表されたものとする。

2 二次的著作物である翻訳物が第二十八条の規定により第二十二條から第二十四條まで若しくは第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者又はその許諾を得た者によつて上演、演奏、放送、有線放送、口述又は上映の方法で公衆に提示された場合には、その原著物は、公表されたものとみなす。

3 美術の著作物又は写真の著作物は、第四十五条第一項に規定する者によつて同項の展示が行なわれた場合には、公表されたものとみなす。

4 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば第一項若しくは第二項の権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ第一項若しくは第二項の権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、前二項の規定を適用する。

た者は、それぞれ第一項若しくは第二項の権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、これらの規定を適用する。

（条約の効力）

第五条 著作者の権利に関し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第二節 適用範囲

（保護を受ける著作物）
第六条 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）の著作物

二 最初に国内において発行された著作物（最初にこの法律の施行地外において発行されたが、その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものを含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物

（保護を受ける実演）
第七条 実演は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 国内において行なわれる実演
二 次条各号に掲げるレコードに固定された実演
三 第九条各号に掲げる放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）

（保護を受けるレコード）
第八条 レコードは、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民をレコード製作者とするレコード
二 レコードでこれに固定されている音が最初に国内において固定されたもの
（保護を受ける放送）
第九条 放送は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民である放送事業者の放送
二 国内にある放送設備から行なわれる放送

第二章 著作者の権利

第一節 著作物

(著作物の例示)

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

二 音楽の著作物

三 舞踊又は無言劇の著作物

四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

五 建築の著作物

六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物

七 映画の著作物

八 写真の著作物

2 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない。

(二次的著作物)

第十一条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

(編集著作物)

第十二条 編集物でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。

2 前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

(権利の目的とならない著作物)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

一 憲法その他の法令
二 国又は地方公共団体の機関が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの

三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続に

より行なわれるもの

四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国又は地方公共団体の機関が作成するもの

第二節 著作者

(著作者の推定)

第十四条 著作物の原作品に、又は著作物の公表への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称(以下「実名」という。)又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの(以下「変名」という。)として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。

(法人等の著作名義の著作物の著作者)

第十五条 法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

(映画の著作物の著作者)

第十六条 映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第三節 権利の内容

第一款 総則

第十七条 著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利(以下「著作人格権」という。)並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利(以下「著作権」という。)を享有する。

2 著作人格権及び著作権の享有には、いかな

る方式の履行を要しない。

第二款 著作人格権

(公表権)

第十八条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を含む。次項において同じ。)を公表に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、同様とする。

2 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものと推定する。

一 その著作物でまだ公表されていないものの著作権を譲渡した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。

二 その美術の著作物又は写真の著作物でまだ公表されていないものの原作品を譲渡した場合 これらの著作物をその原作品による展示の方法で公衆に提示すること。

三 第二十九条の規定によりその映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した場合 当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。

(氏名表示権)

第十九条 著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著物の著作者名の表示についても、同様とする。

2 著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示することができる。

3 著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び

態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができ。

(同一性保持権)

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。

一 第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの

二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変

三 前二号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

第三款 著作権に含まれる権利の種類

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

(上演権及び演奏権)

第二十二条 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として(以下「公」という。)上演し、又は演奏する権利を専有する。

(放送権、有線放送権等)

第二十三条 著作者は、その著作物を放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 著作者は、放送され、又は有線放送されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

(口述権)

第二十四条 著作者は、その言語の著作物を公に

口述する権利を専有する。

(展示権)

第二十五条 著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

(上映権及び頒布権)

第二十六条 著作者は、その映画の著作物を公に上映し、又はその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を公に上映し、又は当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

(二次的著作物の利用に関する原著者の権利)
第二十八条 二次的著作物の原著物の著作者は、当該二次的著作物の利用に關し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

第四款 映画の著作物の著作権の帰属

(映画の著作物の著作権の帰属)
第二十九条 映画の著作物(第十五条又は次項の規定の適用を受けるものを除く)の著作権は、その著作物が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。

2 もつぱら放送事業者が放送のための技術的手段として製作する映画の著作物(第十五条の規定の適用を受けるものを除く)の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。

一 その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物を有線放送し、又は受信装置を用いて公に伝達する権利
二 その著作物を複製し、又はその複製物によ

り放送事業者が頒布する権利

第五款 著作権の制限

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には、その使用する者が複製することができ

(図書館等における複製)

第三十一条 図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合
二 図書館資料の保存のため必要がある場合
三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならぬ。

2 国又は地方公共団体の機関が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書

その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に掲載することができ。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

(教科用図書等の掲載)

第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書(小学校、中学校又は高等学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部大臣の検定を経たもの又は文部省が著作の名義を有するものをいう。)に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 前三項の規定は、高等学校の通信教育用学習図書及び第一項の教科用図書に係る教師用指導書(当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。)への著作物の掲載について準用する。

(学校教育番組の放送)

第三十四条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、学校教育に關する法令の定める教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組において放送し、及び当該放送番組用の教材に掲載することができ。

2 前項の規定により著作物を利用する者は、その旨を著作者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(学校その他の教育機関における複製)

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く)において教育を担任する者は、その授業の過程における使

用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(試験問題としての複製)

第三十六条 公表された著作物は、入学試験その他の人の学識技能に關する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製することができる。

2 営利を目的として前項の複製を行なう者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(点字による複製等)

第三十七条 公表された著作物は、盲人用の点字により複製することができる。

2 点字図書館その他の盲人の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、もつぱら盲人向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができ。

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いづれの名義をもつてするかを問はず、著作物の提示につき受ける対価をいう。次項において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、口述し、若しくは上映し、又は有線放送することができる。ただし、当該上演、演奏、口述、上映又は有線放送について実演家又は口述を行なう者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2 放送され、又は有線放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家庭受信装置を用いてする場合も、同様とする。

(時事問題に関する論説の転載等)

第三十九条 新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上、経済上又は社会上の時事問題に関する論説(学術的な性質を有するものを除く)は、他の新聞紙若しくは雑誌に転載し、又は放送し、若しくは有線放送することができ。ただし、これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により放送され、又は有線放送される論説は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

(政治上の演説等の利用)

第四十条 公開して行なわれた政治上の演説又は陳述及び裁判手続(行政庁の行なう審判その他裁判に準ずる手続を含む。第四十二条において同じ)における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

2 国又は地方公共団体の機関において行なわれた公開の演説又は陳述は、前項の規定によるものを除き、報道の目的上正当と認められる場合には、新聞紙若しくは雑誌に掲載し、又は放送し、若しくは有線放送することができる。

3 前項の規定により放送され、又は有線放送される演説又は陳述は、受信装置を用いて公に伝達することができる。

(時事の事件の報道のための利用)

第四十一条 写真、映画、放送その他の方法によつて時事の事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴つて利用することができる。

(裁判手続等における複製)

第四十二条 著作物は、裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、

その必要と認められる限度において、複製することができ。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(翻訳、翻案等による利用)

第四十三条 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従つて利用することができる。

一 第三十条又は第三十三条から第三十五条までで 翻訳、編曲、変形又は翻案

二 第三十一条第一号、第三十二条、第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項、第四十条第二項又は前二条 翻訳

(放送事業者による一時的固定)

第四十四条 放送事業者は、第二十三条第一項に規定する権利を害することなく放送することができる著作物を、自己の放送のために、自己の手段又は当該著作物を同じく放送することができる他の放送事業者の手段により、一時的に録音し、又は録画することができる。

2 前項の規定により作成された録音物又は録画物は、録音又は録画の後六月(その期間内に当該録音物又は録画物を用いてする放送があつたときは、その放送の後六月)をこえて保存することができない。ただし、政令で定めるところにより公的な記録保存所において保存する場合は、この限りでない。

(美術の著作物等の原作の所有者による展示)

第四十五条 美術の著作物若しくは写真の著作物の原作の所有者又はその同意を得た者は、これらの著作物をその原作により公に展示することができる。

適用しない。

(公開の美術の著作物等の利用)

第四十六条 美術の著作物でその原作が前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建設の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

一 彫刻を増製する場合

二 建築の著作物を建築により複製する場合

三 前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合

四 もつぱら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製する場合

(美術の著作物等の展示に伴う複製)

第四十七条 美術の著作物又は写真の著作物の原作により、第二十五条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲載することができる。

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一 第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む)、第三十七条、第四十二条又は前条の規定により著作物を複製する場合

二 第三十四条第一項、第三十九条第一項又は第四十条第一項若しくは第二項の規定により著作物を利用する場合

三 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十一条若しくは第四十六条の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2 前項の出所の明示に当たつては、これに伴い著作者が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者を示さなければならない。

3 第四十三条の規定により著作物を翻訳し、編曲し、変形し、又は翻案して利用する場合には、前二項の規定の例により、その著作物の出所を明示しなければならない。

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次の掲げる者は、第二十一条の複製を行なつたものとみなす。

一 第三十条、第三十一条第一号、第三十五条、第三十七条第二項、第四十一条、第四十二条又は第四十四条第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者

二 第四十四条第二項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者

2 第三十条、第三十一条第一号、第三十五条、第三十七条第二項、第四十一条又は第四十二条に定める目的以外の目的のために、第四十三条の規定の適用を受けて同条各号に掲げるこれらの規定に従い作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻案を行なつたものとみなす。

(著作者人格権との関係)

第五十条 この法の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第四節 保護期間

(保護期間の原則)

第五十一条 著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。

2 著作権は、この節に別段の定めがある場合を

除き、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。次条第一項において同じ。）五十年を経過するまでの間、存続する。

（無名又は変名の著作物の保護期間）

第五十二条 無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年を経過するまでの間、存続する。ただし、その存続期間の満了前にその著作物の死後五十年を経過している認められる無名又は変名の著作物の著作権は、その著作物の死後五十年を経過したと認められる時において、消滅したものとす。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- 一 変名の著作物における著作者の変名がその者のものとして周知のものであるとき。
- 二 前項の期間内に第七十五条第一項の実名の登録があつたとき。
- 三 著作者が前項の期間内にその実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したとき。

（団体名義の著作物の保護期間）

第五十三条 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年（その著作物がその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、その創作後五十年）を経過するまでの間、存続する。

2 前項の規定は、法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権である個人が同項の期間内その実名又は周知の変名を著作者名として表示してその著作物を公表したときは、適用しない。

（映画の著作物の保護期間）

第五十四条 映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年（その著作物がその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、その創作後五十年）を経過するまでの間、存続する。

2 映画の著作物の著作権がその存続期間の満了

により消滅したときは、当該映画の著作物の利用に關するその原著作物の著作権は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅したものとす。

3 前二条の規定は、映画の著作物の著作権については、適用しない。

（写真の著作物の保護期間）

第五十五条 写真の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年（その著作物がその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、その創作後五十年）を経過するまでの間、存続する。

2 第五十二条及び第五十三条の規定は、写真の著作物の著作権については、適用しない。

（継続的刊行物等の公表の時）

第五十六条 第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項及び前条第一項の公表の時とは、冊、号又は回を追つて公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の公表の時によるものとし、一部分ずつを逐次公表にして完成する著作物については、最終部分の公表の時によるものとする。

2 一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、継続すべき部分が直近の公表の時から三年を経過しても公表されないときは、すでに公表されたもののうちの最終の部分をもつて前項の最終部分とみなす。

（保護期間の計算方法）

第五十七条 第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項又は第五十五条第一項の場合において、著作者の死後五十年又は著作物の公表後五十年若しくは創作後五十年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日とそれとそれと属する年の翌年から起算する。

（保護期間の特例）

第五十八条 文学的及び美術的著作物の保護に關するベルヌ条約により創設された国際同盟の加

盟国である外国を同条約の規定に基づいて本国とする著作物（第六条第一号に該当するものを除く。）で、その本国において定められる著作権の存続期間が第五十一条から第五十五条までに定める著作権の存続期間より短いものについては、その本国において定められる著作権の存続期間による。

第五節 著作人格権の一身專屬性等

（著作人格権の一身專屬性）

第五十九条 著作人格権は、著作者の一身に專屬し、譲渡することができない。

（著作者が存しなくなつた後における人格的利益の保護）

第六十条 著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作権が存しなくなつた後においても、著作権が存しているとしたならばその著作権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しなかつた認められる場合は、この限りでない。

第六節 著作権の譲渡及び消滅

（著作権の譲渡）

第六十一条 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

2 著作権を譲渡する契約において、第二十七条又は第二十八条に規定する権利が譲渡の目的として特約されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

（相続人の不存在の場合等における著作権の消滅）

第六十二条 著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。

- 一 著作権者が死亡した場合において、その著作権が民法明治二十九年法律第八十九号（第九百五十九条（相続財産の国庫帰属）の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。
- 二 著作権者である法人が解散した場合におい

て、その著作権が民法第七十二条第三項（残余財産の国庫帰属）その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

2 第五十四条第二項の規定は、映画の著作物の著作権が前項の規定により消滅した場合について準用する。

第七節 権利の行使

（著作物の利用の許諾）

第六十三条 著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

2 前項の許諾を得た者は、その許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる。

3 第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。

4 著作物の放送についての第一項の許諾は、契約に別段の定めがない限り、当該著作物の録音又は録画の許諾を含まないとす。

（共同著作物の著作人格権の行使）

第六十四条 共同著作物の著作人格権は、著作権者全員の合意によらなければ、行使することができない。

2 共同著作物の各著作権者は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。

3 共同著作物の著作権者は、そのうちからその著作人格権を代表して行使する者を定めることができる。

4 前項の権利を代表して行使する者の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に對抗することができない。

（共有著作権の行使）

第六十五条 共同著作物の著作権その他共有に係る著作権（以下この条において「共有著作権」という。）については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

2 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければならない。行使することができない。

3 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。

4 前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。

(質権の目的となつた著作権)

第六十六条 著作権は、これを目的として質権を設定した場合においても、設定行為に別段の定めがない限り、著作権者が行使するものとする。

2 著作権を目的とする質権は、当該著作権の譲渡又は当該著作権に係る著作物の利用につき著作権者が受けるべき金銭その他の物（出版権の設定の対価を含む。）に対して、行なうことができる。ただし、これらの支払又は引渡し前に、これらを受ける権利を差し押えることを必要とする。

第八節 裁定による著作物の利用

(著作権者不明等の場合における著作物の利用)

第六十七条 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払つてもその著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

2 前項の規定により作成した著作物の複製物は、同項の裁定に係る複製物である旨及びその裁定のあつた年月日を表示しなければならぬ。

(著作物の放送)

第六十八条 公表された著作物を放送しようとする放送事業者は、その著作権者に対し放送の許諾につき協議を求めたがその協議が成立せず、

又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払つて、その著作物を放送することができる。

2 前項の規定により放送される著作物は、有線放送し、又は受信装置を用いて公に伝達することができ、この場合において、当該有線放送又は伝達を行なう者は、第三十八条の規定の適用がある場合を除き、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(商業用レコードへの録音)

第六十九条 商業用レコードが最初に国内において販売され、かつ、その最初の販売の日から三年を経過した場合において、当該商業用レコードに著作権者の許諾を得て録音されている音楽の著作物を録音して他の商業用レコードを製作しようとする者は、その著作権者に対し録音の許諾につき協議を求めたがその協議が成立せず、又はその協議をすることができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払つて、当該録音をすることができ、

(裁定に関する手続及び基準)

第七十条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請をする者は、一件につき五千円をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 文化庁長官は、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る著作権者に通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 文化庁長官は、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認め

るときは、これらの裁定をしてはならない。

一 著作権者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき。

二 第六十八条第一項の裁定の申請に係る著作権者がその著作物の放送の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるとき。

4 文化庁長官は、前項の裁定をしない処分をしようとするときは、あらかじめ申請者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならないものとし、当該裁定をしない処分をしたときは、理由を附した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

5 文化庁長官は、第六十七条第一項の裁定をしたときは、その旨を官報で告示するとともに申請者に通知し、第六十八条第一項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、この節に定める裁定に関し必要な事項は、政令で定める。

第九節 補償金

(著作権審議会への諮問)

第七十一条 文化庁長官は、第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定める場合には、著作権審議会に諮問しなければならない。

(補償金の額についての訴訟)

第七十二条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の規定に基づき定められた補償金の額について不服がある当事者は、これらの規定による裁定があつたことを知つた日から三月以内に、訴訟を提起してその額の増減を求めることができる。

2 前項の訴訟においては、訴訟を提起する者が著作物を利用する者であるときは著作権者を、著作権者であるときは著作物を利用する者を、

それぞれ被告としなければならない。

(補償金の額についての異議申立ての制限)

第七十三条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の規定による裁定についての行政不服審査法昭和三十三年法律第六十号による異議申立てにおいては、その裁定に係る補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。ただし、第六十七条第一項の裁定を受けた者が著作権者の不明その他これに準ずる理由により前条第一項の訴訟を提起することができない場合は、この限りでない。

(補償金の供託)

第七十四条 第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

一 著作権者が補償金の受領を拒み、又は補償金を受領することができない場合

二 その者が過失がなく著作権者を確知することができない場合

三 その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴訟を提起した場合

四 当該著作物を目的とする質権が設定されている場合（当該質権を有する者の承諾を得た場合を除く。）

2 前項第三号の場合において、著作権者の請求があるときは、当該補償金を支払うべき者は、自己の見積金額を支払い、裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。

3 第六十七条第一項又は第二項の規定による補償金の供託は、著作権者が国内に住所又は居所で知れているものを有する場合にあつては当該住所又は居所のもよりの供託所に、その他の場合にあつては供託をする者の住所又は居所のもよりの供託所に、それぞれするものとする。

4 前項の供託をした者は、すみやかにその旨を

著作権者に通知しなければならない。ただし、著作権者の不明その他の理由により著作権者に通知することができない場合は、この限りでない。

第十節 登録

(実名の登録)

第七十五条 無名又は変名で公表された著作物の著作権者は、現にその著作権を有するかどうかにかかわらず、その著作物についてその実名の登録を受けることができる。

2 著作権者は、その遺言で指定する者により、死後において前項の登録を受けることができる。

3 実名の登録がされている者は、当該登録に係る著作物の著作権者と推定する。

(第一発行年月日等の登録)

第七十六条 著作権者又は無名若しくは変名の著作物の発行者は、その著作物について第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録を受けることができる。

2 第一発行年月日の登録又は第一公表年月日の登録がされている著作物については、これらの登録に係る年月日において最初の発行又は最初の公表があつたものと推定する。

(著作権の登録)

第七十七条 次に掲げる事項は、登録しなければならない。第三者に対抗することができない。

一 著作権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。)又は処分の制限

二 著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限

(登録手続等)

第七十八条 第七十五条第一項、第七十六条第一項又は前条の登録は、文化庁長官が著作権登録原簿に記載して行なう。

2 文化庁長官は、第七十五条第一項の登録を行

なつたときは、その旨を官報で告示する。

3 何人も、文化庁長官に対し、著作権登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は著作権登録原簿若しくはその附属書類の閲覧を請求することができる。

4 前項の請求をする者は、その請求に係る謄本若しくは抄本の枚数一枚又は閲覧の件数一件につき百円をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

5 この節に規定するもののほか、第一項に規定する登録に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 出版権

(出版権の設定)

第七十九条 第二十一条に規定する権利を有する者(以下この章において「複製権者」という。)は、その著作物を文書又は図面として出版することを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

2 複製権者は、その複製権を目的とする質権が設定されているときは、当該質権を有する者の承諾を得た場合に限り、出版権を設定することができるものとする。

(出版権の内容)

第八十条 出版権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもつて、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する。

2 出版権の存続期間中に当該著作物の著作物が死亡したとき、又は、設定行為に別段の定めがある場合を除き、出版権の設定後最初の出版があつた日から三年を経過したときは、複製権者は、前項の規定にかかわらず、当該著作物を全集その他の編集物(その著作物の著作物のみを編集したものに限る。)に収録して複製することができる。

3 出版権者は、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができる。

い。

(出版の義務)

第八十一条 出版権者は、その出版権の目的である著作物につき次に掲げる義務を負う。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 複製権者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の原品又はこれに相当する物の引渡しを受けた日から六月以内に当該著作物を出版する義務

二 当該著作物を慣行に従い継続して出版する義務

(著作物の修正増減)

第八十二条 著作権者は、その著作物を出版権者があらためて複製する場合には、正当な範囲内において、その著作物に修正又は増減を加えることができる。

2 出版権者は、その出版権の目的である著作物をあらためて複製しようとするときは、そのつど、あらかじめ著作権者にその旨を通知しなければならない。

(出版権の存続期間)

第八十三条 出版権の存続期間は、設定行為で定めるところによる。

2 出版権は、その存続期間につき設定行為で定めがないときは、その設定後最初の出版があつた日から三年を経過した日において消滅する。

(出版権の消滅の請求)

第八十四条 出版権者が第八十一条第一号の義務に違反したときは、複製権者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。

2 出版権者が第八十一条第二号の義務に違反した場合において、複製権者が三月以上の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、その期間内にその履行がされないときは、複製権者は、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。

3 複製権者である著作物は、その著作物の内容

が自己の確信に適合しなくなつたときは、その著作物の出版を廃絶するために、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。ただし、当該廃絶により出版権者に連帯生ずべき損害をあらかじめ賠償しない場合は、この限りでない。

(出版権の消滅後における複製物の頒布)

第八十五条 出版権の存続期間の満了その他の理由により出版権が消滅した後においては、当該出版権を有していた者は、次に掲げる場合を除き、当該出版権の存続期間中に作成した著作物の複製物を頒布することができる。

(一) 設定行為に別段の定めがある場合

二 当該出版権の存続期間中に複製権者に対しその著作物の出版に係る印税その他の対価を支払つてゐる場合において、その対価に対応する部数の複製物を頒布するとき。

2 前項の規定に違反して同項の複製物を頒布した者は、第二十一条又は第八十条第一項の複製を行なつたものとみなす。

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条から第三十二条まで、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条、第四十二条、第四十六条並びに第四十七条の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する。この場合において、第三十五条及び第四十二条中「著作権者」とあるのは、「出版権者」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する第三十条、第三十一条第一号、第三十五条、第四十一条又は第四十二条に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者は、第八十条第一項の複製を行なつたものとみなす。

(出版権の譲渡等)

第八十七条 出版権は、複製権者の承諾を得た場合に限り、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。

(出版権の登録)

第八十八条 次に掲げる事項は、登録しなければならない。第三者に対抗することができない。

- 一 出版権の設定、移転(相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。)、変更若しくは消滅(混同又は複製権の消滅によるものを除く。又は処分の制限)
- 二 出版権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。又は処分の制限)

第七十八条(第二項を除く。)の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「著作権登録簿」とあるのは、「出版権登録簿」と読み替えるものとする。

第四章 著作隣接権

第一節 総則

(著作隣接権)

第八十九条 実演家は、第九十一条及び第九十二条に規定する権利並びに第九十五条第一項に規定する二次使用料を受ける権利を享有する。

2 レコード製作者は、第九十六条に規定する権利及び第九十七条第一項に規定する二次使用料を受ける権利を享有する。

3 放送事業者は、第九十八条から第百条までに規定する権利を享有する。

4 前三項の権利の享有には、いかなる方式の履行を要しない。

5 第一項から第三項までの権利(第一項及び第二項の二次使用料を受ける権利を除く。)は、著作隣接権という。

(著作者の権利と著作隣接権との関係)
第九十条 この章の規定は、著作者の権利に影響

を及ぼすものと解釈してはならない。

第二節 実演家の権利

(録音権及び録画権)

第九十一条 実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する。

2 前項の規定は、同項に規定する権利を有する者の許諾(第九十三条において準用する第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。以下この節において同じ。)を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演について、これを録音物(音をもつばら影像とともに再生することを目的とするものを除く。)に録音する場合を除き、適用しない。

(放送権及び有線放送権)
第九十二条 実演家は、その実演を放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 放送される実演を有線放送する場合
- 二 次に掲げる実演を放送し、又は有線放送する場合

イ 前条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録音され、又は録画されている実演

ロ 前条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画されているもの

(放送のための固定)
第九十三条 実演の放送について前条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得た放送事業者は、その実演を放送のために録音し、又は録画することができる。ただし、契約に別段の定めがある場合及び当該許諾に係る放送番組と異なる内容の放送番組に使用する目的で録音し、又は録画する場合は、この限りでない。

2 次に掲げる者は、第九十一条第一項の録音又は録画を行なつたものとみなす。

一 前項の規定により作成された録音物又は録画物を放送の目的以外の目的又は同項ただし

書に規定する目的のために使用し、又は提供した者

二 前項の規定により作成された録音物又は録画物の提供を受けた放送事業者で、これらをさらに他の放送事業者の放送のために提供した者

(放送のための固定物等による放送)
第九十四条 第九十二条第一項に規定する権利を有する者がその実演の放送を許諾したときは、契約に別段の定めがない限り、当該実演は、当該許諾に係る放送のほか、次に掲げる放送において放送することができる。

一 当該許諾を得た放送事業者が前条第一項の規定により作成した録音物又は録画物を用いてする放送

二 当該許諾を得た放送事業者からその者が前条第一項の規定により作成した録音物又は録画物の提供を受けてする放送

三 当該許諾を得た放送事業者から当該許諾に係る放送番組の供給を受けてする放送(前号の放送を除く。)

2 前項の場合において、同項各号に掲げる放送において実演が放送されたときは、当該各号に規定する放送事業者は、相当な額の報酬を当該実演に係る第九十二条第一項に規定する権利を有する者に支払わなければならない。

(商業用レコードの二次使用)
第九十五条 放送事業者及び音楽の提供を主たる目的とする有線放送を業として行なう者(以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。)は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行なつた場合(当該放送を受信して再放送送を行なつた場合を除く。)には、当該実演(著作隣接権の存続期間内のものに限る。)に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2 前項の二次使用料を受ける権利は、国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。)でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によつてのみ行使することができる。

3 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ、前項の指定をしてはならない。

一 営利を目的としないこと。

二 その構成員が任意に加入し、又は脱退することができないこと。

三 その構成員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 第一項の二次使用料を受ける権利を有する者(以下この条において「権利者」という。)のためにその権利を行使する業務をみずから的確に遂行するに足りる能力を有すること。

4 第二項の団体は、権利者から申込みがあつたときは、その者のためにその権利を行使することを拒んではならない。

5 第二項の団体は、前項の申込みがあつたときは、権利者のために自己の名をもつてその権利に關する裁判上又は裁判外の行為を行なう権限を有する。

6 文化庁長官は、第二項の団体に対し、政令で定めるところにより、第一項の二次使用料に係る業務に關して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又はその業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

7 第二項の団体が同項の規定により権利者のために請求することができる二次使用料の額は、毎年、当該団体と放送事業者等又はその団体との間において協議して定めるものとする。

8 前項の協議が成立しないときは、その当事者は、政令で定めるところにより、同項の二次使用料の額について文化庁長官の裁定を求めることができる。

9 第七十条第二項、第五項及び第六項並びに第

七十一條から第七十四條までの規定は、前項の裁定及び二次使用料について準用する。この場合において、第七十條第二項中「著作権者」とあるのは「当事者」と、第七十二條第二項中「著作物を利用する者」とあるのは「第九十五條第一項の放送事業者等」と、「著作権者」とあるのは「同条第二項の団体」と、第七十四條中「著作権者」とあるのは「第九十五條第二項の団体」と読み替へるものとする。

10 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第七項の協議による定め及びこれに基づいてする行為については、適用しない。ただし、不正な取引方法を用いる場合及び関連事業者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

11 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の二次使用料の支払及び第二項の団体に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 レコード製作者の権利

（複製権）
第九十六條 レコード製作者は、そのレコードを複製する権利を専有する。

（商業用レコードの二次使用）
第九十七條 放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行なつた場合（当該放送を受信して再放送又は有線放送を行なつた場合を除く。）には、そのレコード（著作隣接権の存続期間内のものに限る。）に係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2 前項の二次使用料を受ける権利は、国内において商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体（その連合体を含む。）でその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該団体によつてのみ行使することができる。

3 第九十五條第三項から第十一項までの規定は、第一項の二次使用料及び前項の団体について準用する。

第四節 放送事業者の権利

（複製権）
第九十八條 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、その放送に係る音又は映像を録音し、録画し、又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専有する。

（再放送権及び有線放送権）
第九十九條 放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 前項の規定は、放送を受信して有線放送を行なう者が法令の規定により行なわなければならない有線放送については、適用しない。

（テレビジョン放送の伝達権）
第一百條 放送事業者は、そのテレビジョン放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、映像を拡大する特別の装置を用いてその放送を公に伝達する権利を専有する。

第五節 保護期間

（実演、レコード又は放送の保護期間）
第一百一條 著作隣接権の存続期間は、次の各号に掲げる時に始まり、当該各号の行為が行なわれた日の属する年の翌年から起算して二十年を経過した時をもつて満了する。

一 実演に關しては、その実演を行なつた時
二 レコードに關しては、その音を最初に固定した時
三 放送に關しては、その放送を行なつた時

第六節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録

（著作隣接権の制限）
第一百二條 第三十條から第三十二條まで、第三十五條、第三十六條、第三十七條第二項、第三十八條第一項、第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定は、著作隣接権の目的となつてい実演、レコード又は放送の利用について準用する。

（著作隣接権の譲渡、行使等）
第一百三條 第六十一條第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二條第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三條の規定は実演、レコード又は放送の利用の許諾について、第六十五條の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六條の規定は著作隣接

する。この場合において、同条中「第二十三條第一項」とあるのは、「第九十二條第一項又は第九十九條第一項」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する第三十二條、第三十七條第二項又は第四十二條の規定により実演若しくはレコード又は放送に係る音若しくは映像（第四項第一号において「実演等」と総称する。）を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しななければならない。

3 第三十九條第一項又は第四十條第一項若しくは第二項の規定により著作物を放送することができるときは、その著作物の放送を受信してこれを有線放送し、又は映像を拡大する特別の装置を用いて公に伝達することができる。

4 次に掲げる者は、第九十一條第一項、第九十六條又は第九十八條の録音、録画又は複製を行なつたものとみなす。

一 第一項において準用する第三十條、第三十一條、第四十條、第四十二條又は第四十四條第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送に係る音若しくは映像を公衆に提供した者

二 第一項において準用する第四十四條第二項の規定に違反して同項の録音物又は録画物を保存した放送事業者

（著作隣接権の譲渡、行使等）
第一百三條 第六十一條第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十二條第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三條の規定は実演、レコード又は放送の利用の許諾について、第六十五條の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六條の規定は著作隣接

権を目的として質権が設定されている場合について、それぞれ準用する。

（著作隣接権の登録）
第一百四條 第七十七條及び第七十八條（第二項を除く。）の規定は、著作隣接権に關する登録について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「著作権登録原簿」とあるのは、「著作隣接権登録原簿」と読み替へるものとする。

第五章 紛争処理

（著作権紛争解決あつせん委員）
第一百五條 この法律に規定する権利に關する紛争につきあつせんによりその解決を図るため、文化庁に著作権紛争解決あつせん委員（以下この章において「委員」という。）を置く。

2 委員は、文化庁長官が、著作権又は著作隣接権に係る事項に關し学識経験を有する者のうちから、事件ごとに三人以内を委嘱する。

（あつせんの申請）
第一百六條 この法律に規定する権利に關し紛争が生じたときは、当事者は、文化庁長官に対し、あつせんの申請をすることが出来る。

（手数料）
第一百七條 あつせんの申請をする者は、手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の額は、あつせんを求める事件一件につき一万円をこえない範囲内において政令で定める。

（あつせんへの付託）
第一百八條 文化庁長官は、第一百六條の規定に基づき当事者の双方からあつせんの申請があつたとき、又は当事者の一方からあつせんの申請があつた場合において他の当事者がこれに同意したときは、委員によるあつせんに付するものとする。

2 文化庁長官は、前項の申請があつた場合において、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目

的であつたりあつてんの申請をしたと認めるときは、あつてんに付さないことができる。

(あつてん)

第百九条 委員は、当事者間をあつてんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならない。

2 委員は、事件が解決される見込みがないと認めるときは、あつてんを打ち切ることができる。

(報告等)

第百十条 委員は、あつてんが終つたときは、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

2 委員は、前条の規定によりあつてんを打ち切つたときは、その旨及びあつてんを打ち切ることとした理由を、当事者に通知するとともに文化庁長官に報告しなければならない。

(政令への委任)

第百十一条 この章に規定するもののほか、あつてんの手続及び委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 権利侵害

(差止請求権)

第百十二条 著作権者、著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、その著作権者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 著作権者、著作権者、出版権者又は著作隣接権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物、侵害の行為によつて作成された物又はもつぱら侵害の行為に供された機械若しくは器具の廃棄その他の侵害の停止又は予防に必要な措置を請求することができる。

(侵害とみなす行為)

第百十三条 次に掲げる行為は、当該著作権者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

一 国内において頒布する目的をもつて、輸入の時に於いて国内で作成したと見たならば著作権者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となるべき行為によつて作成された物を輸入する行為

二 著作権者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為によつて作成された物(前号の輸入に係る物を含む。)を情を知つて頒布する行為

2 著作権者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作権者人格権を侵害する行為とみなす。

(損害の額の推定等)

第百十四条 著作権者、出版権者又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。

2 著作権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権又は著作隣接権の行使につき通常受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。

3 前項の規定は、同項に規定する金額をこえる損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、著作権又は著作隣接権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。

(名誉回復等の措置)

第百十五条 著作権者は、故意又は過失によりその著作権者人格権を侵害した者に対し、損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに、著作権者であることを確保し、又は訂正その他著作権者の名

誉若しくは声望を回復するために適当な措置を請求することができる。

(著作権者の死後における人格的利益の保護のための措置)

第百十六条 著作権者の死後においては、その遺族(死亡した著作権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。)は、当該著作権者について第六十条の規定に違反する行為をする者又はそのおそれがある者に対し第百十二条の請求を、故意又は過失により著作権者人格権を侵害する行為又は第六十条の規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をすることができる。

2 前項の請求をすることができる遺族の順位は、同項に規定する順序とする。ただし、著作権者が遺言によりその順位を別に定めた場合は、その順序とする。

3 著作権者は、遺言により、遺族に代えて第一項の請求をすることができる者を指定することができる。この場合において、その指定を受けた者は、当該著作権者の死亡の日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した後(その経過する時に遺族が存する場合にあつては、その存しなくなつた後)においては、その請求をすることができない。

(共同著作物等の権利侵害)

第百十七条 共同著作物の各著作権者又は各著作権者は、他の著作権者又は他の著作権者の同意を得ないで、第百十二条の規定による請求又はその著作権の侵害に係る自己の持分に対する損害の賠償の請求若しくは自己の持分に応じた不当利得の返還の請求をすることができる。

2 前項の規定は、共有に係る著作権又は著作隣接権の侵害について準用する。

(無名又は変名の著作物に係る権利の保全)

第百十八条 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物の著作権者又は著作権者のために、自己の名をもつて、第百十二条、第百十五条若し

くは第百十六条第一項の請求又はその著作物の著作権者人格権若しくは著作権の侵害に係る損害の賠償の請求若しくは不当利得の返還の請求を行なうことができる。ただし、著作権者の変名がその者のものとして周知のものである場合及び第七十五条第一項の実名の登録があつた場合は、この限りでない。

2 無名又は変名の著作物の複製物にその実名又は周知の変名が発行者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の発行者と推定する。

第七章 罰則

第百十九条 著作権者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百二十条 第六十条の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 著作権でない者の実名又は周知の変名を著作権者名として表示した著作物の複製物(原著物を原著作物の著作権者名として表示した二次的著作物の複製物を含む。)を頒布した者

二 国内において商業用レコードの製作を業とする者がレコード製作者からそのレコード(第八条各号のいずれかに該当するものを除く。)の原盤の提供を受けて製作した商業用レコードを商業用レコードとして複製し、又はその複製物を頒布した者(当該原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して二十年を経過した後において当該複製又は頒布を行なつた者を除く。)

第百二十二条 第四十八条又は第百二条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第百二十三条 第百十九条及び第百二十一条第二

号の罰は、告訴をまつて論ずる。

2 無名又は変名の著作物の発行者は、その著作物に係る前項の罪について告訴をすることができ、ただし、第百十八条第一項ただし書に規定する場合及び当該告訴が著作者の明示した意思に反する場合は、この限りでない。

第百二十四条 法人の代表者（法人格を有しない社団又は財団の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十九条から第百二十二条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

2 法人格を有しない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

3 第一項の場合において、当該行為者に対してした告訴又は告訴の取消しは、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴又は告訴の取消しは、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十六年一月一日から施行する。

(適用範囲についての経過措置)

第二条 改正後の著作権法（以下「新法」という。）中著作権に関する規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法（以下「旧法」という。）による著作権の全部が消滅している著作物については、適用しない。

2 この法律の施行の際現に旧法による著作権の一部が消滅している著作物については、新法中これに相当する著作権に関する規定は、適用しない。

3 新法中著作権隣接権に関する規定（第九十五条及び第九十七条の規定を含む。次項において同じ。）は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 この法律の施行前に行なわれた実演

二 この法律の施行前にその音が最初に固定されたレコード

三 この法律の施行前に行なわれた放送

4 前項第一号又は第二号に掲げる実演又はレコードでこの法律の施行の際現に旧法による著作権が存するものについては、同項並びに新法第七條及び第八條の規定にかかわらず、新法中著作権隣接権に関する規定を適用する。

5 新法中著作権隣接権に関する規定（第九十五条の規定を含む。）は、国内に常居所を有しない外国人である実演家については、当分の間、適用しない。ただし、前項に規定する実演に係る実演家については、この限りでない。

(国等が作成した翻訳物等についての経過措置)
第三条 新法第十三条第四号に該当する著作物でこの法律の施行の際現に旧法による出版権が設定されているものについては、当該出版権の存続期間内に限り、同号の規定は、適用しない。（法人名義の著作物等の著作者についての経過措置）

第四条 新法第十五条及び第十六条の規定は、この法律の施行前に創作された著作物については、適用しない。

(映画の著作物等の著作権の帰属についての経過措置)
第五条 この法律の施行前に創作された新法第二十九条に規定する映画の著作物の著作権の帰属については、なお従前の例による。

2 新法の規定は、この法律の施行前に著作物中に挿入された写真の著作物又はこの法律の施行前に嘱託によつて創作された肖像写真の著作物の著作権の帰属について旧法第二十四条又は第二十五条の規定により生じた効力を妨げない。

(公開の美術の著作物についての経過措置)
第六条 この法律の施行の際現にその原作品が新法第四十五条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されている美術の著作物の著作権者は、その設置による当該著作物の展示を許諾したものとみなす。

(著作物の保護期間についての経過措置)
第七条 この法律の施行前に公表された著作物の著作権の存続期間については、当該著作物の旧法による著作権の存続期間が新法第二章第四節の規定による期間より長いときは、なお従前の例による。

(翻訳権の存続期間についての経過措置)
第八条 この法律の施行前に発行された著作物については、旧法第七条及び第九条の規定は、なおその効力を有する。

(著作権の処分についての経過措置)
第九条 この法律の施行前にした旧法の著作権の譲渡その他の処分は、附則第十五条第一項の規定に該当する場合を除き、これに相当する新法の著作権の譲渡その他の処分とみなす。

(合著作物についての経過措置)
第十条 この法律の施行前に二人以上の者が共同して創作した著作物でその各人の寄与を分離して個別的に利用することができ得るものについては、旧法第十三条第一項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の著作物は、新法第五十一条第二項又は第五十二条第一項の規定の適用については、共同著作物とみなす。

(規定による著作物の利用についての経過措置)
第十一条 新法第六十九条の規定は、この法律の施行前に国内において販売された商業用レコードに録音されている音楽の著作物の他の商業用レコードの製作のための録音については、適用しない。

2 旧法第二十二條ノ五第二項又は第二十七條第一項若しくは第二項の規定により著作物を利用

することができたとされた者は、なお従前の例により当該著作物を利用することができる。

3 旧法第二十二條ノ五第二項又は第二十七條第二項の規定に基づき文化庁長官が定めた償金の額は、新法第六十八條第一項又は第六十七條第一項の規定に基づき文化庁長官が定めた補償金の額とみなして、新法第七十二条及び第七十三条の規定を適用する。

4 前項の場合において、当該償金の額について不服のある当事者が裁定のあつたことをこの法律の施行前に知つてゐるときは、新法第七十二条第一項に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

(登録についての経過措置)
第十二条 この法律の施行前にした旧法第十五条の著作権の登録、実名の登録及び第一発行年月日の登録に関する処分又は手続は、附則第十五条第三項の規定に該当する場合を除き、これらに相当する新法第七十五条から第七十七条までの登録に関する処分又は手続とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第十五条第三項の著作年月日の登録がされている著作物については、旧法第三十五条第五項の規定は、なおその効力を有する。

(出版権についての経過措置)
第十三条 この法律の施行前に設定された旧法による出版権でこの法律の施行の際現に存するものは、新法による出版権とみなす。

2 この法律の施行前にした旧法第二十八條ノ十の出版権の登録に関する処分又は手続は、これに相当する新法第八十八條の登録に関する処分又は手続とみなす。

3 第一項の出版権については、新法第八十条から第八十五条までの規定にかかわらず、旧法第二十八條ノ三から第二十八條ノ八までの規定は、なおその効力を有する。

(録音物による演奏についての経過措置)

第十四条 適法に録音された音楽の著作物の演奏の再生については、放送又は有線放送に該当するもの及び営利を目的として音楽の著作物を使用する事業で政令で定めるものにおいて行なわれるものを除き、当分の間、旧法第三十条第一項第八号及び第二項並びに同項に係る旧法第三十九条の規定は、なおその効力を有する。
(著作隣接権についての経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした附則第二条第四項に規定する実演又はレコードに係る旧法の著作権の譲渡その他の処分は、新法のこれに相当する著作隣接権の譲渡その他の処分とみなす。

2 前項に規定する実演又はレコードに係る著作隣接権の存続期間は、新法第一条の規定にかかわらず、旧法によるこれらの著作権の存続期間のうちこの法律の施行の日において残存する期間(その期間が同日から二十年の期間より長いときは、同日から二十年間)とする。

3 この法律の施行前に第一項に規定する実演又はレコードについてした旧法第十五条第一項の著作権の登録に関する処分又は手続は、これに相当する新法第四十条の著作隣接権の登録に関する処分又は手続とみなす。

4 附則第十条第一項及び第十二条第二項の規定は、第一項に規定する実演又はレコードについて準用する。

(複製物の頒布等についての経過措置)

第十六条 この法律の施行前に作成した著作物、実演又はレコードの複製物であつて、新法第二章第三節第五款(新法第二百二条第一項において準用する場合を含む。)の規定を適用するとしたならば適法なものとなるべきものは、これらの規定に定める複製の目的の範囲内において、使用し、又は頒布することができる。この場合において、新法第二百三十三条第一項第二号の規定は、適用しない。

(権利侵害についての経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした旧法第十八条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為又は旧法第三章に規定する偽作に該当する行為(出版権を侵害する行為を含む。)については、新法第十四条及び第六章の規定にかかわらず、なお旧法第十二条、第二十八号ノ十一、第二十九号、第三十三号、第三十四号、第三十五条第一項から第四項まで、第三十六号及び第三十六条ノ二の規定の例による。

(罰則についての経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(著作権に関する仲介業務に関する法律の一部改正)
第十九条 著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「写調を」を「録音」に改める。
第三条第四項中「著作権制度審議会」を「著作権審議会」に改める。

(学校教育法の一部改正)

第二十条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第二十一条第一項中「文部大臣において著作権を有する教科用図書」を「文部省が著作の名義を有する教科用図書」に改める。

(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正)

第二十一条 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「文部大臣において著作権を有するもの」を「文部省が著作の名義を有するもの」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

第二十二号 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第九号中「著作権」の下に「その他の著

作権法(昭和四十五年法律第 号)に規定する権利」を加える。

第三十四号第四号を次のように改める。

四 著作権、出版権及び著作隣接権の登録その他の著作物の権利、出版権及び著作隣接権に関する事務を行なうこと。

第四十三号第一項の表中「著作権制度審議会」を「著作権審議会」に改め、「明治三十二年法律第三十九号」を削る。

(文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正)

第二十三条 文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「著作権法(明治三十二年法律第三十九号)第一条に定める権利」を「著作権法(昭和四十五年法律第 号)第二十一条から第二十八条までに規定する権利」に、「第二十八条ノ二」を「第七十九条第一項」に改める。

(連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律の一部改正)

第二十四条 連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律(昭和二十七年法律第三百二二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「著作権法(明治三十二年法律第三十九号)」を「著作権法(昭和四十五年法律第 号)」に改める。

第二条第三項中「著作権法」を「旧著作権法(明治三十二年法律第三十九号)」に改める。

第四条中「当該著作権の存続期間」を「当該著作権に相当する権利の存続期間」に改める。

第五条中「著作権法」を「著作権法附則第八条の規定によりなお効力を有することとされる旧著作権法」に改める。

第七号中「第十五条(著作権の相続、譲渡及び質入の登録)」を「第七十七条(著作権の登録)若しくは第七十八条(登録手続等)」に改める。
(連合国及び連合国民の著作権の特例に関する

法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 前条の規定による改正後の連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律(以下「改正後の特例法」という。)の規定は、この法律の施行の際現に消滅している改正後の特例法第二条第三項に規定する著作権については、適用しない。

2 この法律の施行前に公表された著作物の改正後の特例法第二条第三項に規定する著作権でこの法律の施行の際現に存するものの存続期間については、前条の規定による改正前の連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律第四条の規定による当該著作権の存続期間が改正後の特例法第四条の規定による当該著作権の存続期間より長いときは、なお従前の例による。
(万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部改正)

第二十六条 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「著作権法(明治三十二年法律第三十九号)」を「著作権法(昭和四十五年法律第 号)」に改める。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律において「翻訳権」とは、万国条約第五条に規定する翻訳権をいう。

第五条第四項中「著作権制度審議会」を「著作権審議会」に改める。

第十一条中「著作権法」を「旧著作権法(明治三十二年法律第三十九号)」に改め、「その保護」の下に「著作権法の施行の際当該保護を受けている著作物については、同法による保護」を加える。

(破産法の一部改正)

第二十七条 破産法(大正十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第九十七号第二号中「及著作権」を「著作権及著作隣接権」に改める。

（關稅定率法の一部改正）

第二十八條 關稅定率法（明治四十三年法律第五十四號）の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項第四号中「又は著作権を」、「著作権又は著作隣接権」に改める。

（相統稅法の一部改正）

第二十九條 相統稅法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第九号中「（出版権を含む。）」で当

該著作権の目的物である著作物を、出版権又は著作隣接権でこれらの権利の目的物に、「当該著作物」を「これ」に改める。

（登録免許稅法の一部改正）

第三十條 登録免許稅法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「出版権」の下に、「著作隣接権」を加える。

別表第一第九号中

（一） 著作権の移転の登録

イ 相統又は法人の合併による移転の登録

著作権の件数 一件につき千円

を

ロ その他の原因による移転の登録

著作権の件数 一件につき千円

に

（二） 著作権の移転の登録

イ 相統又は法人の合併による移転の登録

著作権の件数 一件につき五百円

を

ロ その他の原因による移転の登録

著作権の件数 一件につき千円

を

（三） 著作権を目的とする質権の移転の登録 著作権の件数 一件につき千円 に、（四） 著作年月日又は第一発行年月日を（五） 第一発行年月日又は第一公表年月日に改め、「仮登録」を削り、

同表第十号中

（一） 出版権の移転の登録

出版権の件数 一件につき千円

を

ロ その他の原因による移転の登録

出版権の件数 一件につき千円

に

（二） 出版権の移転の登録

イ 相統又は法人の合併による移転の登録

出版権の件数 一件につき五百円

を

ロ その他の原因による移転の登録

出版権の件数 一件につき千円

に

（三） 出版権を目的とする質権の移転の登録

出版権の件数 一件につき千円

を

十の二 著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。）

（一） 著作隣接権の移転の登録

（二） 著作隣接権を目的とする質権の設定又は著作隣接権若しくは当該質権の処分制限の登録

（三） 著作隣接権を目的とする質権の移転の登録

（四） 信託の登録

（五） 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録

（六） 登録の抹消

著作隣接権の件数 一件につき三千円

債権金額 千分の四

著作隣接権の件数 一件につき千円

著作隣接権の件数 一件につき千円

著作隣接権の件数 一件につき五百円

著作隣接権の件数 一件につき五百円

第三十一條 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九條第二項第四号中「著作権」の下に「並びに著作隣接権」を加える。

二月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、各種学校新制度確立に関する請願（第二一八号）

一、靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（第二二九号）（第二二七号）

一、国立大学附属校における父兄の公費負担の軽減等に関する請願（第二三六号）（第二三七号）（第二三八号）（第二三九号）（第二四〇号）（第二四二号）（第二四三号）（第二四四号）（第二四五号）（第二四六号）

一、教育予算増額に関する請願（第二五七号）

一、司書教諭の法令及び学校司書制度の法制化に関する請願（第二六九号）（第二七二号）

一、病弱児童教育施設充実に関する請願（第二七一号）

一、靖国神社国家維持の早期実現に関する請願（第二七七号）（第二八三号）（第二八八号）（第二九五号）

第二一八号 昭和四十五年二月十三日受理

各種学校新制度確立に関する請願

請願者 福島県郡山市咲田二ノ一ノ一七 渡辺淳三外六百九十名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一三一号と同じである。

第二一九号 昭和四十五年二月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 福井県大飯郡高浜町三明 大槻幸子外五百二十八名

紹介議員 野坂 参三君 春日 正一君

河田 賢治君 岩間 正男君

須藤 五郎君 渡辺 武君

小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二五二号と同じである。

第二二七号 昭和四十五年二月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神戸市長田区庄山町四ノ七 中村 英夫外六百四名

紹介議員 野坂 参三君 春日 正一君

河田 賢治君 岩間 正男君

須藤 五郎君 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二三六号 昭和四十五年二月十六日受理

国立大学附属校における父兄の公費負担の軽減等に関する請願

滋賀県大津市昭和町一〇ノ三 滋賀大学教育学部附属中学校PTA内 堀見博外三十名

紹介議員 奥村 悦造君

国立大学附属学校の正常な発展を図るため、左記の措置を講ぜられたい。

一、附属学校の施設設備及び経費については、国において更にいっそう適正な予算措置を講じ、父兄の公費負担を軽減すること。

二、附属学校教員に特有の研究及び学生の教育実習の指導を強力に推進するため、教官の研修などに要する経費を予算化する等の対策を実施すること。

第二三七号 昭和四十五年二月十六日受理

国立大学附属校における父兄の公費負担の軽減等に関する請願

岡山県岡山二ノ一三ノ八〇岡山大学教育学部附属中学校PTA内 大森寿夫外二十二名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二三八号 昭和四十五年二月十六日受理

国立大学附属校における父兄の公費負担の軽減等に関する請願

福岡県福岡市東区戸部町福岡大学教育学部附属幼稚園育友会内 沼田直吉外三十八名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二三九号 昭和四十五年二月十六日受理

国立大学附属校における父兄の公費負担の軽減等に関する請願

大分市大分大学教育学部附属小学校PTA内 牧豊彦外二十九名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四〇号 昭和四十五年二月十六日受理

国立大学附属校における父兄の公費負担の軽減等に関する請願

神奈川県鎌倉市雪の下三ノ五ノ一〇横浜国立大学教育学部附属鎌倉小学校PTA内 神足勝浩外十五名

紹介議員 佐藤 一郎君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四一号 昭和四十五年二月十六日受理

国立大学附属校における父兄の公費負担の軽減等に関する請願

高知市小津町一〇ノ九一高知大学教育学部附属中学校後援会内 金沢時郎外二十九名

紹介議員 堀見 俊二君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四二号 昭和四十五年二月十六日受理

国立大学附属校における父兄の公費負担の軽減等に関する請願

愛知県岡崎市明大寺町愛知教育大学附属岡崎中学校父母教師会内 加藤直一郎外二十八名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四三号 昭和四十五年二月十六日受理

国立大学附属校における父兄の公費負担の軽減等に関する請願

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

大阪市天王寺区南河堀町大阪教育大学附属天王寺中学校PTA内 上野昇外百十六名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四四号 昭和四十五年二月十六日受理

国立大学附属校における父兄の公費負担の軽減等に関する請願

北海道函館市八幡町一ノ一北海道教育大学附属函館小学校父母と先生の会内 下郡山信一外三十名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四五号 昭和四十五年二月十六日受理

国立大学附属校における父兄の公費負担の軽減等に関する請願

広島市東雲二ノ一ノ二広島大学教育学部附属東雲小学校PTA内 大黒康平外四十九名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二四六号 昭和四十五年二月十六日受理

国立大学附属校における父兄の公費負担の軽減等に関する請願(二通)

東京都小金井市貫井北町四ノ一ノ一東京学芸大学附属小金井小学校父母と教師の会内 小野田政外六十名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二三六号と同じである。

第二五七号 昭和四十五年二月十七日受理

教育予算増額に関する請願

栃木県宇都宮市石井町二、九三二 渡辺カク外三百八名

紹介議員 小笠原貞子君

教育費の父母負担をなくすため、すみやかに教育予算を増額されたい。

第二六九号 昭和四十五年二月十七日受理

司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願

札幌市新琴似五条一二丁目市立光陽小学校内北海道学校図書館協会内 蒲田順一

紹介議員 川村 清二君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第二七二号 昭和四十五年二月十七日受理

司書教諭の発令及び学校司書制度の法制化に関する請願

山口県府中市右田一ノ二市立右田中学校内 皆元正造

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第二七一号 昭和四十五年二月十七日受理

病弱児教育施設充実に関する請願

香川県善通寺市上吉田町八五一善通寺市長 平尾勘市外一名

紹介議員 玉置 猛夫君

小児ぜんそく、じんぞう疾患、心ぞう疾患等の小児慢性疾患児教育のため、厚生省と文部省は協力体制のもとに、医療と教育の一体化を国立の施設で研究し、充実されたい。

理由

一、昨年四月善通寺市は、国立香川療養所の中で、病弱児に学校教育法第七十五条による特殊教育を行なうため分校を設置したが、学校ができてからの児童、生徒の生活ぶりや表情は一変し、意欲的な学習と生活態度となつて教育効果がしんとした。

二、昭和四十三年度の文部省調査において病弱児

童、生徒数は十万名をこえているが、病弱者として特殊教育を受けている者は、約二千名であり学校教育法第七十五条に規定する他の特殊教育の普及率にくらべ著しくおくられている。

三、本市の療養所には百床の小児病棟施設があるが、これは完全に満床し、近く新病棟百床が落成されることになっており、さらに、四国地区唯一の小児慢性疾患療養所として百五十床が新設されることになっている。そうすると、四国四県はもちろん近県から多くの患児がくることになる。本市は、人口三万六千の都市であるが市の財政はきわめて貧困であり、今後増加する病弱児の教育を推進することはあまりにも過重である。病弱児教育研究からも、収容する児童、生徒の分布からも行政の一環性からも、また経費の面からも国の責任において行政を進めるのが妥当である。

第二七七号 昭和四十五年二月十八日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(二通)

請願者 福岡県大牟田市宮原町一ノ一六五

田尻安生外四十九名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二八三号 昭和四十五年二月十八日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 鳥取県東伯郡大栄町由良大栄町由良遺族会内 福本嘉蔵外百八十三名

名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二八八号 昭和四十五年二月十八日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡喜連川町大字鷺宿鈴木太一外二十四名

紹介議員 田村 賢作君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九五号 昭和四十五年二月十九日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(八通)

請願者 長野県小県郡塩田町中塩田 馬場実外百七十一名

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

昭和四十五年三月十日印刷

昭和四十五年三月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局